

平成19年12月18日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	森 田	利 明
局 長 補 佐	澤 野	政 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部長	唐	島		稔
市	民部長	北	村	建	治
産	業部長	山	本	克	樹
建	設環境部長	坂	本	博	昭
会	計管理者兼会計課長	北	村	和	博
企	画課長	竹	下		勇
総	務課長	北	御門	敏	則
財	政課長	打	上	俊	雄
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税	務課長	武	藤	竹	美
福	祉事務所長	迎		和	泉
保	険健康課長	岩	田	輝	寛
農	林水産課長	平	石	和	弘
商	工観光課長	福	岡	俊	剛
都	市建設課長	田	中	敏	男
環	境下水道課長	亀	井	初	男
ま	ちなみ活性課長	松	浦		勉
水	道課長	藤	家	敏	昭
教	育長	小	野原	利	幸
教	育次長兼庶務課長	藤	田	洋	一郎
生	涯学習課長兼中央公民館長	中	川		宏
同	和对策課長兼生涯学習課参事	関		正	和
農	業委員会事務局長	山	田	次	郎
監	査委員	植	松	治	彦

平成19年12月18日（火）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 緊急質問

平成19年鹿島市議会12月定例会緊急質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	14 松 尾 征 子	1.新幹線長崎ルート問題とJR長崎本線存続について (1) 市長選挙の公約について (2) 三者基本合意に対する市長の対応について (3) 振興策について
2	12 谷 口 良 隆	1.シナリオとして最悪のケース、情勢分析に誤りはなかったか。特に12月7日の判断、それ以前に戻せる選択肢はないか？ 2.合意あり得ないという不退転の決意の運動とここに来ての転進を、市民にいかにかに説明されるか。 3.全協（12月18日）において、「国交省としては3セク案は、まだ選択肢として残っている」との見解を述べられたが、この場で再確認したい。 4.県はじめ、県内外行政機関との関係修復への意志表示を求める。 5.この場に至っては振興策の確保に最大限の努力を。
3	15 中 村 雄 一 郎	1.知事との協議、政府与党検討委員会、三者基本合意にいたる経緯と市長の思いについて 2.三者基本合意案の問題点について 3.三者合意案を受けての対応 4.市長の決断と市民への説明 5.佐賀県との今後の関係修復 6.鹿島市の今後のまちづくり

日程第2 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

午後1時

議長（橋爪 敏君）

開議に先立ち、市長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。桑原市長。

市長（桑原允彦君）

新幹線長崎ルート問題、また長崎本線存続問題、このことについて急な動きがここに来て

あっておりますので、そのことについて私の所見と報告を申し上げたいというふうに思います。

平成3年に新幹線建設と並行在来線の問題を私自身知りましてから16年間と数カ月、市民の皆さんとともに長崎本線を現状のままで残していこうという存続運動の取り組みを続けてまいりました。その間、自分たちの地域の足は自分たちで守っていこうという市民の皆様の協力を初め、全国の方々から励ましやアドバイスに支えられて、これまで運動を続けてこられたと思っております。

ここに来て、私たちの同意なしで着工できるようなルールを変える動きもありましたが、ルールを変えるのがかなわないとなった後、経営分離そのものをしないというJR九州、長崎県、佐賀県の三者により三者基本合意がなされました。

その骨子は、1つ、九州旅客鉄道株式会社はつまりJR九州であります。肥前山口から諫早まで、この全区間を経営分離せずに上下分離方式により運行することとし、開業後20年間運行を維持する。2番目、九州旅客鉄道株式会社はこれに伴う負担に対処するため、新幹線開業までに肥前山口から諫早間の線路等の設備の修繕を集中的に行った上で、佐賀県、長崎県に有償で資産譲渡を行う。資産譲渡の対価14億円は佐賀県、長崎県が九州旅客鉄道株式会社に一括して支払うということであります。

要約をいたしますと、1の運行案であります。これは私たちに県のほうから以前に示された三セクの案とほとんど一緒であります。例えば、全部電車ではなくなります。特急も白いかもめではなくディーゼルで、しかも朝夕の上下5本ずつが肥前山口 - 鹿島間で走るという内容のものであります。少なくとも、利用者から見れば三セク案と全く一緒であります。結局違うのは、三セク案では肥前鹿島から諫早間を県が維持するとなっております。今回の案はJRが運行となっている部分だけが違います。あとは全く一緒ということです。

私たちは、以前示された三セク案に同意をしておりませんでした。これとほぼ同じものについて到底納得できるものではございません。

このことについて昨日の夕方、午後6時に副知事が鹿島市役所に来ていただきまして、私たちはその正確な、先ほど申し上げました内容を始めて知りました。その間、相談とか打診とかは全くありませんし、三者基本合意を昨日政府に提出されることも我々には何の知らせもありませんでした。この地域の公共交通に関することを我々に何も知らせないことは、沿線地域の意見が何ら反映されてないと受けとめております。三者基本合意は、この案のまま政府・与党整備新幹線検討委員会で確認作業が行われ、承認される可能性が極めて高いと考えております。このような状況になったことを踏まえ、私は現実的にこれにどう対応していくかを考えていかなければなりません。

昨日、副知事が来られたときに私は市民の意見を集約する時間が欲しいと、少なくとも10日間、最低1週間は欲しい、市民に説明するなどできるだけのことをやって結論を出したい

と言いました。その副知事が帰られて、しばらくして夜の8時30分ごろ副知事から電話がありまして、鹿島市の結論をあしたいっぱいに つまりきょうのことですが、きょういっばいにしてほしいということでした。こういう限られた時間の中では、直接市民の皆さんに意見を聞く時間がありません。そういう中で、市民の皆さんの代表である議会の意見をお聞きし、結論を出したいと考えております。きょうの夕方から夜にかけての時間に知事にお会いすることになっておりますので、江北町とも調整をとりながら鹿島市の結論をお伝えするつもりであります。

以上です。

午後1時6分 開議

議長（橋爪 敏君）

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 緊急質問

議長（橋爪 敏君）

それでは、日程第1 緊急質問であります。

JR長崎本線存続問題について、松尾征子君、谷口良隆君、中村雄一郎君、以上3名から緊急質問の通告がありました。3名からの緊急質問に同意の上、発言を許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

御異議なしと認めます。よって、松尾征子君、谷口良隆君、中村雄一郎君、以上3名からの緊急質問に同意の上、発言を許すことに決しました。

順次質問を許します。まず、14番議員松尾征子君。

14番（松尾征子君）

14番松尾征子です。ただいま市長のほうから御報告がありました新幹線長崎ルートとJR長崎本線存続問題について、私は緊急に質問をしたいと思います。

結論を申しますと、私は新幹線は要らない、長崎本線をそのまま存続させようという気持ちで市長とともに、この長い間頑張ってきたと思っています。

そういう中で、最近に至っていよいよ期成会、つまり鹿島市などが同意できないということであるような慌ただしい動きがありましたが、特にこの慌ただしい動きというのは市民や県民の声を全く無視し、国の決まりまでも無視して自分たちのやることができないならば、力づくでも自分たちの思うとおりにしようという、そういう許せない動きの中での私は取り組みだったと思います。

そこで、私は今、市長のほうから御報告がありましたが、非常にもう少し詳しい御報告が

あるのじゃないかということで見ておりましたが、ただ、私は昨日の市長の記者会見からこれまでのをずっと見てきておりますので、その辺も含めて市長のお考えだということで、そのことを土台に置きながら質問をしたいと思いますがね。

まず、私は第1に市長選挙の公約についてということで通告をいたしておりますが、今年の4月、市長選挙が行われたのはもう皆さん重々御承知のことですが、この市長選挙がまさに新幹線の問題についてどうなのかというようなことが争点だということで戦われたと思います。そして、その結果として長崎本線を存続させんといかんと、新幹線要らんというような気持ちの桑原市長が当選をしていただいたと。

この件については、私もその問題については市長の全く同じ立場でありましたので、いろんな問題がある中でも私はこの問題については一緒にやっっていこうということで取り組みをさせていただきました。そして、その後の市長の発言を私はもう一度振り返って考えていかなくちゃいけないんじゃないかと思います。

ここに私は昨年選挙直後の市長の発言のコピーを持ってきておりますが、一部除く分もありますが、読ませていただきたいと思います。市長は「私たち鹿島市は経営分離へ同意をしないという結論を出しました。これは議会とも相談をし、そして、市内の21の主要団体で構成される組織、こことも相談をし、そして住民説明会を6地区でやり、そして最終的に、鹿島市を2つに分けて住民説明会をやりました。その結果、私たちは同意をしないと。そして、この8月末での結論というのは、協議をスタートする前に県と私たち期成会で、8月までに結論を出しますというかたい約束をした上で結論を出したものであります。このことは当然、市内外のいろんな組織、あるいは人々、あるいは県、国も、私たちの結論を尊重すべきだというふうに思っております。そしてまた今回の市長選では、私はこのことを、ほとんどこのことのみを前面に打ち立てて、これに対する住民投票ということを訴えて戦いました。つまり、子や孫たちのために、私は経営分離には同意しませんということでありまして。もしここで経営分離に同意してしまえば、三セク経営はいずれ行き詰まり廃線となり、長崎本線は二度と戻ってこない。そうすれば、この地域の疲弊というものは明らかなことであるということをお願いしました。経営分離に今同意をすれば、県との関係はよくなり、それが一番楽であります。しかし、そのツケとして子や孫たちが非常に苦労することになります。今同意をして、今の時代の我々が楽をするのか、歯を食いしばって苦難に立ち向かい、子や孫に大切なものを残してやるか、どちらをとるかという選挙戦であったと思います。また、この問題に私たちは対処するために、このことを常に念頭に置きながら考えていかなければならないことというふうに私は思っております。したがって、市長選の公約どおり、私は当選させていただきましたので、公約どおり、私が任期中の4年間は同意をするつもりはございません。それから、今後の国に対する対応であります。これは、直接国に、あるいは間接的にと、いろんなやり方があります。私は、まずは絡めてからやっっていこうというふう

に思います。この問題を全国的な議論を巻き起こしていくこと。つまり長崎ルートをいかに我々県民が望んでいないのか、あるいは長崎県民も望んでいないのか、あるいはいかに時間短縮効果が少ないか、経済効果も少ないか、あるいはまたこの並行在来線問題を、こういうものを中心に訴えていきたいというふうに思っております。つまり日本全体の国民に、あるいはこの建設費を支払わなければいけない納税者に、あるいは選挙民としての顔を持つ国民の皆さんに、こういうものを訴えていくべきだというふうに思っております」ということでサンデープロジェクトのことなどが言われておりますが、「第三セクターで経営分離をされて第三セクター経営をした後、肥薩おれんじ鉄道の阿久根市の状況、商店街が非常に疲弊してしまっている、あるいは阿久根市の市長が申されておりますように、乗客数が減るとは想像していたが、想像以上に激減しているという状況、あるいは東北新幹線の二戸駅、これは途中駅になります、最終駅ではなくて。こういう途中駅はむしろ、新幹線が開通して在来線が減ったために、商店街が疲弊をしてしまっている、こういう状況も映し出されました。それから、佐賀県民も長崎県民も望んでいない、こういうものもデータとして出していただいた」。途中省きますが、「こういうことをもっともっとやっぱりマスコミにも取り上げていただいて、あるいはいろんな各地でこういう議論がわき起こるように、こういうことをまず目指していくというふうに思っております。それから、自民党の片山参議院幹事長が長崎県で発言をされたということで、これは新聞に載っておりましたが、「同意なし着工の仕組みを」と。沿線の全自治体の同意がなくても、着工できる仕組みを考えるべきだということを述べられたということであります。私は、このことを新聞記事見て、やったと思ったんですね。それはどういうことかといいますと、知事さんとかなんとか、あるいは県内の自民党の国会議員の先生たちが、見切り発車をしていいじゃないかというふうなことを今までも何回も何回も繰り返して言われました。そのときはまだできておりません、見切り発車は。この全自治体の同意がないと着工できないという本当の仕組みの中身を、しんのしんのところがまだ私はわからないでございました。しかし、片山議員のこの発言によって、私はこの仕組みをしんのしんのところまで知ることができました。同意なしに着工できる仕組みを考えなければいけないということは、今の仕組みでは全市町村の同意がないと着工できないということなんです。このことがはっきりわかったですね、皆さん。どこからどう攻めていっても、これはできないということがはっきりわかりました。それから、そのことを裏づけるように、今までのことを思い出してみますと、去年の12月21日の朝日新聞にこういうふうに乗っております。古川康知事はどういう集約の仕方をするのか、最終的には、私の判断と。政治判断に含みを持たせてきたと。だが、国は15日　つまり去年の12月15日だと思っておりますが、自民党整備新幹線等鉄道調査会の会合で、地元同意の定義をはっきり示したと。知事の同意でよいのではないかという意見に対し、梅田国土交通省鉄道局長が、地方自治法の考え方からしても、沿線自治体の首長の同意と解釈していると。つまり、やはり今の仕組み、今の法律で

は、並行在来線の全市町村の同意がないと着工できないと。法律上からも仕組み上からもなっているということなんです、これがはっきり確認できました。今の仕組みをもう少し広げて考えますと、国会というのは法律をつくる場です。ですから、今の法律の仕組みを変えることができます、理論上は。しかし、現実的にこれが可能かということをやっと検証してみたいと思います」ということでワールドカップで例を出しておられますが、次、そこは省きます。「きょうの新聞でしたか、きのうの新聞でしたか、あと何年か後には十数兆円の歳入不足が生じる、国庫がですね、国庫会計が。そうしたときに、やはり消費税等増税が必要だと、こういうことになっておるわけでありますが、その増税の是非はともかくとして、片方で税金を上げるということをやりながら、片方でこの公共事業にこういうふうには垂れ流しをすると、こういうが国民が許すか、あるいは納税者としての国民が許すか、あるいは選挙民としての国民が許すかですね。やはり新幹線長崎ルートに対する、少なくとも佐賀県民、長崎県民は、これは必要でないという人が圧倒的に多いわけです。こういう人たちが、私たちもそうですが、もしそういうルール改定をするようなことをやるということになれば、やはり一県民、一国民、あるいは選挙民、納税者として立ち上がらなければいけないというふうに思います。私は、事実上はこのルール、仕組みを変えるということは、つまり地方自治法と、このことも、やっぱり抵触せざるを得ない問題があるんじゃないかというふうに思っておりますので、相当に厳しいものであるというふうに思います。したがって、私は、しかし、どちらにしても4年間は、同意をするつもりはありません」。本当にですね、はっきりと私たちに大きな力を与えてくださるような発言をなさっています。

その中で、まず、私が任期中の4年間は同意をするつもりがございませんということ、これが選挙戦の本当に多くの市民の皆さんを桑原市長をやっぱり市長にしておかんといかんという決め手をつくった大きな一つであると思いますが、このことについて、どう今市長は思っておられるのかということをお尋ねしたいと思います。

それからこの中で、やっぱり私たちの取り組みの中で県民や国民にいろんなことを考えていただいて議論を巻き起こしていこうじゃないかいう、そういう発言もなさっています。私は振り返ってみますとね、やっぱりこのことは大きく全国に広がっていったと思います。例えば昨年ですかね、年末にかけてだったと思いますが、長崎県から100人単位の要請の団体の方がどんどんいらっしゃいました。最初のうちは市長もお会いにならなかったんですが、その後は市長がいろいろ新幹線、長崎本線について説明をしていただく中で、要請に来た人たちの中の大半が、いやこりゃ新幹線は要らんばいというようなね、そういう気持ちで帰られたということを私は聞きました。変わったんですよ、市長のそのお考えがですね。そういう長崎県民の動きを見ながらも、私は本当に市長のそういう動きに力強い気持ちを持ちました。

本当にね、いろんなところから全国の人から第三セクターの問題、その他意見も流されて

きました。今では、もう皆さん御承知のように、きょうもおいでになっているかわかりませんが、マスコミが県内だけでなく東京からまで訪ねてこられるようになった。ましてや私のところまでいらっしゃるようになった。それくらい全国の人たちがこの取り組みの、本当に道理の通った取り組みに対してエールを送っていただいている何物でもないと思っております。そういう流れで今まで私はやってきたと思います。

ところが、このように急遽ですね、先ほども申しましたように、市民や県民の声を全く無視し、国のやり方も国の決まりも無視して何が何でも自分の思うようにやろうという、まさにだっ子のような古川知事の対応、そしてそれを取り巻く自民党の皆さんたちの動きというのが、私は本当にこれまでの多くの県民、市民、国民もと言っているでしょう、そういう人たちの気持ちを一遍にたたき崩してきているという気が私はしているんです。そういう動きに対して市長はどうお考えになっているのかですね。本当に先ほどもありましたね、何でしたかね、そういうことですね。

それからもう1つは、ルールの改定はやらないということだったんですがね、今回一応、三者基本合意ですね、このことは出されておりますが、まだこのことは、国土交通省でそれを認めるとか、そういうものに変えるんだというようなことは全くまだ出てないと思います。そのことについての協議というのも国土交通委員会の中でもあったということは聞きません。だから、ただ今は、ある1つの団体がそういう、もちろん政府も少しは絡んでいるかわかりませんが、そういう中での私はものだと思っておりますが、このことについて市長がどういうふうにお考えになっているのかということをお尋ねをしたいと思います。

本当に振り返ってみますと、もう長い間ですが、市長のいろんな身の回りでも許せないような問題も起きてきたと思います。なぜなら、それをなぜ私が言えるかといいますと、私に対しても電話などで本当に許せないような中傷だとか、おどかしだとかいろんなものがありました。ですからね、市長にそれ以上のものがあったということは私は想像ができます。それだけ頑張ってきたわけですね、市長。そういう中で、さらにこの市長のこのときの表明をしっかりと据えて最後まで一緒に私はやってもらいたいという気持ちは変わりませんし、もう一度市長、そここのところをお願いしたいと思います。

それから、三者基本合意についてです。

私は、きのう三者基本合意を手渡された後、記者会見があったときに同席をさせていただいて聞かせていただいたわけですがけれども、結論を申しますと、市長はこの三者合意案について、もう結局これが通ってしまえば私たちの言うところはないと、意見はもう何も言えないというようなことだから、それよりも振興策を抱えて第三セクターを受け入れるというような、そういう選択肢もあるんだというようなことをおっしゃいましたよね。私はそれを聞いたときに、ちょっと待てよという気がしました。

それからもう1つ、そのときに即答をとということだったけど、市民にも諮らなくてはいけ

ないからちょっと時間をくれということで10日、短くても1週間ということで私は申し上げましたということをおっしゃったんですね。そして、市民の皆さんにも諮らなくてはいけないけど、時間の都合で全部できないと。だから、代表である議会にそれを諮って、総意を聞いて決めるというようなことをおっしゃったわけですね。私は、きのうの記者会見で市長がそのことを言ってもらったことは非常に残念なんですね。なぜなら、きのうは一応、三者合意の文書をいただいた。それだけでよかったんじゃないかと思えますよ。例えば、もう自分たちが三者合意の問題については口出せないから、何とか口の出せるところでオーケーをしようとか何とかいうのは、まず議会の総意を見てということなら、議会に諮って議会と協議をしてそれからよかったと思うんですよ。何で県がそんなにせっぱ詰まった回答の請求をするのか私はまだよくわかりませんが、恐らく今年度の予算10億円をつけてもらうための手段だと思えますが、そのところで私は市長の対応は残念だったなと思えますが、その点について市長は当然のことだと思いのなかどうか、お尋ねをしたいと思います。

それから、振興策のことについても記者の方から尋ねられたときに沿岸道路と498号の問題ということをはっきりおっしゃいましたが、市長、思い出してください。これまで振興策を受け入れるためにオーケーを出すべきだという声がある中でも、市長はそれをしっかりとねのけてこられたんですよ。道路はもう着工が決まっているんだと。何年かおくれたって、それとこの長崎本線がかえられるものじゃないんだということをおっしゃってきたんじゃないですか。私も何遍も聞かされました。だから、それよりもここを守っていかんといかんといいことと言われたんですが、きのうの回答の中ではそういう市長の言葉が出てきたことで、私は、じゃあ今までの市長のそういうお考えは何だったのかなという疑問がありますね。このこと、はっきりおっしゃっているんですよ、今までね。言ってないとはおっしゃらないですよ。そういうことですから、その辺についてどうだったのかということをお尋ねをしたいと思います。

それからもう1つ、1週間か10日だということだったんだけどということで、きょうの全協の冒頭には、実は夕べ9時ごろ副知事から電話があって、あすじゅうに返事をしてくれということだったと。結局、きょうですね。ということでしたから、市民の皆さんの合意を得て私は、もうきょう行くというようなことをおっしゃいましたね。先ほどの中では、どういこうことで行くということをおっしゃっていません、どういう気持ちで行くということをね。それは恐らくきょう、私たち議員がどういう発言をするかを見てからしか言えませんとおっしゃるかも知れませんが、わかりませんが、しかし、きのうからの市長の発言を聞きますと、私はどうしても納得いく形での御返事じゃないんじゃないかという非常に心配をするわけですよ。

だから、もちろん議員のいろんな意向をお聞きになるということは当然のことですが、大体、あなたとしてはどういうことで行こうとしているのか。それから田中町長ともお話し合

いをなさってきたわけですから、どういうお話を最終的に田中町長とはされているのかということをお尋ねしたいと思います。

それからもう1点ですが、今度の長崎ルートの着工については一貫して国土交通大臣や鉄道局長が沿線自治体すべての同意を得られないと着工できないということはずっと言われてきた。特に、つい最近まで国土交通大臣もおっしゃっていますが、このことについて今、非常に市長の心を動かしてきたということは、その国土交通大臣や鉄道局長の今までの発言はもうなくなったとお考えになっているのかですね。それとも、まだ生きていたと。特に、これは先ほども申しましたが、三者合意というのはまだ正式に政府に上がったわけでもないし、そこで決まったわけでもない、ルールが変わるとということも何も決められていない中でこのように動きですが、市長は政府の方針を重視されるのか、それともこのような形で外部からそういう、もちろん外部といっても政府もかかわっているとすればそれまでですがね、そういうところを重視されるのか、市長はどちらをあなたは重視されて今回の対応をされているのかということをお答えいただきたいと思います。

それから、今度の問題では特に財政的な問題が大きな問題としてかかわってきていると思うんですね。特に、この問題については鹿島市民は長崎本線存続ということ、そのことをイの一番に置いています、全県民が大きく注目をしているのは財政的な問題があるわけですね。特に先ほど市長のほうからも説明もあっておりますが、きょうの全協でもありましたがね、JRが鹿島から諫早まで運行するに当たって70,000千円の赤字が出ると。それで、これを20年間運行することで14億円の赤字。そして、それを補うために長崎県と佐賀県が14億円で下を買うということでそれを補うということなわけですが、例えば長崎県と佐賀県が買うとして、どれだけの財政配分になるかは私は存じませんが、例えば半分半分にしたとしても7億円ですね。そういうことで買い取りになるということですが、今、全県民の人たちの中に一番心配をしているのは、経営を佐賀県がするとか赤字を補てんするとかも今まで言ってきましたが、こういう形で県民の税金で買うということになれば、本当に県民の負担がどこまで大変になるかということをお今非常に心配されているわけですね。特に皆さん方も御承知だと思いますが、今、県はですよ、皆さん方、十分御存じだと思いますが、大型事業のツケだけで借金の残高が6,500億円と言われていています。これはいろいろ問題もあると思いますが、それだけの借金があるわけですね。

こういうことで県は、そういうのを減らしていくということをおうたい文句に行財政改革Ver.2.0というのを発表しましたね。これは、県民の暮らしや福祉、それから教育予算を削るとか地域経済にも大きな打撃を与えるということで、みんな今、大きな心配をしているわけですが、県は、それで生み出すお金が4年間で約217億円。一般的に新幹線に必要なと今まで言われてきたお金と同等のお金だから、新幹線のためにこういうVer.2.0なるものを出してやろうとしているんじゃないかという、もう今、もうばっと全県に広がってい

ますね。このことはもう皆さん方は重々承知だと思いますがね。そのために県の職員の方、公務員の方も給料のカットとかもされるわけですけどね、私は今オーケーを出してそういう形になったとすれば、振興策どころじゃない、私たち県民にもっといろんな形で財政的な負担がふえるだけでなく、当然やられるべき問題もやられなくなると、そういう財源がなくなるわけですからね。はっきり言ってなくなるわけですよ。ましてや、今までになかったように14億円も出して土地、駅舎を買うというようなそういう動きになっておるわけですから、その財政負担というものは莫大なものになると思うんですね。

そして、この問題については、今はただ単に長崎本線存続で鹿島に駅ののうなるぎ云々というだけじゃなくて、全県民の命と暮らしを守っていくに大事な県民のお金がどう動かされていくかという非常な不安なものにもなってきたんですね。私たちの動きいかんによって全県民の暮らし、生活がかかわってくるということになったんですね。

だから、本当に今、佐賀空港のことが大きな問題になっていますがね、今やこのことが第2の佐賀空港になっていくんじゃないかと、なっていくんじゃないかよりも、なっていくというふうに目に見えていると思うんですね。そういう財政的な大きな問題もあると私は思います。この点について、桑原市長はどのように財政的な問題でお考えになるのかお尋ねをしたいと思います。

それから、ごめんなさい、ちょっとあっちこっちになりましたが。（「緊急質問やけん短く」「簡潔に」と呼ぶ者あり）何かありますか。

議長（橋爪 敏君）

簡潔に。

14番（松尾征子君）続

はい。それから、これは今回の議会のときに言われましたね、言われておりますが、ちょっとこのところだけはお聞かせ願いたいと思いますが、これも市長の議事録からです、「財源確保の問題を語る一方で、着工条件についても市町村を含む地元同意が原則の新幹線で例外を認めるのに反対意見も根強く、長崎ルートの着工条件見直し議論が進むかどうかは不透明だと書いてあります。政府側の見解として町村官房長官は会見で、「財政問題は厳しい。並行在来線など幾つかの問題があるが、いずれも一挙に年度内に決めるのは無理だろう。きちんと年内に立ち上げる約束を果たす必要がある。12月上中旬には聞きたい」と述べたとしながらも、与党PTが求める年内の結論については難しいと述べ、結論が来年度以降にずれ込む見通しを示したとあります。このことは、着工区間の延伸や仕組みの変更について、もともと実現性が極めて低く、見通しが立たないことを早々政府側は表明されているのではないかと受け取れます」というような市長のコメントがこの発言の中でありますが、このことは、もう市長はこういうのに対する気持ちは消えてしまったのかですね。

またさらには、「冬柴国土交通大臣は、現在の着工区間が決まった2004年度当時は与党主

導で財政問題を解決した経緯を上げ、着工というのはお金がかかる。資金繰りをどうするかが主題だ。ぜひ与党のほうで知恵を出していただきたいと新規着工に向けては財政確保の議論を優先させるべきだということの考えを示され、さらに冬柴大臣は着工条件についても同意を得られず困ったから変えるというふうなことは信頼関係を損ねる。地域の同意を得るということはいささか変わっていません。与党PTは政府の入っているものではなく政党の方です。ですからそれは政党のほうでどういう取りまとめをされるか、それを提案された場合は我々がそれを受け入れられるかどうか、これは全然別問題ですと発言された」というようことで、やっぱりこの辺にこのときには強い信頼をお持ちになっていたと思うんですね。それが、わずか数日のうちに全くこれが消されてしまったのかどうか、そういうことについて市長のお考えをお聞きしたいと思います。

いずれにしましても、再度の質問は許されないそうですが、私はやっぱりきょう県に行つてどういう返事が後で聞かせて、今回、今発表できればしてもらわんといかんわけですがね。県に行って受け入れると、振興策をつけての第三セクターを私たちはのみますよというようなことを絶対にまだ言ってもらいたくないし、もっと市民の間にも入って議論をして、きょう行くなら、きょうじゅうにと言われたんだけど、何とかね、ことしいっぱいぐらい待ってくれんかと。今まで長い間の戦いだったじゃないですか。どれだけ苦しい思いをして戦ってきましたか。それを、わずか1日2日の市長のお気持ちだけで市民に裏切り行為はできないと思うんです。市長、そのところ、もう一度よくお考えいただいて御答弁をいただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

市長（桑原允彦君）

私が経営分離に同意をしないと、これは一貫して言ってきました。また、5期目の選挙でも、この1点を前面に掲げて選挙戦を戦い、それに選挙民の理解を得て当選をさせてもらい、今現在があります。したがって、この同意をしないとすることは今後も貫く。貫きながら、どういう結論があるのかというのを考えるのが知恵というものであります。議会の御意見をお伺いしながら私としての、あるいは市としての方向性を出したいと、こういうふうに思っております。

それから、ルールを変えないで今回の案は行けるんだと、つまりこの案が最終的に通ってしまうんだと、こういうふうなことが言われております。私も極めてその可能性が高いとは思っておりますが、今後、上下分離方式というのが本当に経営分離に当たらないという主張に対して耐え得るのか、あるいはこういう費用負担で本当にいいのか、法的にも耐え得るのか、こういう議論はやっぱり残っているんですね。だから、こういうものは注視をしながら私は

見守っていく必要があるというふうに思っております。

それから、どういう結論で行くと今現段階で思っているかと。これは、いささかの考えもありますが、今から議会の御意見をお伺いしているという私が、今ここでその案を申し上げるわけにはいかないと、こういうことであります。

それから、鉄道局長、あるいは国土交通大臣がルールを変えないと言っているが、これは今も変えないということで解釈していいかというような質問ですが、これはルールは変えないということは厳然と今も生きています、今後も生き続けると、こういうふうに思っております。

それから、財政問題ですね。今回、県の発表の中で、したがって報道にも大きなものが欠落しているものがあるんですね。これは上下分離方式でいくと、そして費用負担についてはどうこうと載っております。これは上下の上のほうなんですね。下のほうは金額幾らというのは示されていないんです。ところが、今までの三セク案で言いますと、下のほうは毎年230,000千円の実質赤字、これだけの費用が要るんだということです。したがって、これを勘案して幾らというふうに議論をしないと、上の分だけで議論しても意味はないと。これは、上の部分が17,000千円、毎年赤字が出るとなっています。下の部分は三セク案の金額をそのまま踏襲しますと230,000千円、毎年維持管理費に要ると。つまり、合計4億円のこれは財政出費になるんですね。県なりJR九州からの赤字補てんになるんです。もう少し言いますと、これを少し整理しますと、4億円のうち料金負担が3億円、こういうふうなことになるんです。これは毎年ですよ。

したがって、これを20年間保証すると言っていますから、この4億円掛ける20年間、80億円ですね。そがなるでしょう。全体ですよ。全体でこの肥前山口 - 諫早間を今回のような案で行くとしても20年間で80億円。プラスアルファ、だから100億円という数字にもなるかもわかりません。つまり、こういうことになるんですね。これが、このことが新幹線をつくらんがために、また別にこれだけの出費が要るんですね。これは、やっぱり大きな議論としては残ると私自身は思っております。

それから、最後も私はこの公約を変えないでいろんな知恵を皆さんと出し合って、そして鹿島市としての結論を出したいと、これは基本にあります。

議長（橋爪 敏君）

以上で14番議員の質問を終わります。

次に、12番議員谷口良隆君。

12番（谷口良隆君）

緊急質問をいたします。

具体的には5点通告をいたしておりますが、手短に、これは用語を訂正いたします。簡略に、しかも要点を絞り込んで行いたいと思います。

まず、5年にわたります今回のJR長崎本線の存続運動は、このたびの三者協議という舞台に移されまして、私も予想だにできなかった、市長もきょうの全協でも言われましたけれども、まさにウルトラCのような手法をもって、この終局を今迎えようといたしているわけですが、特に協議が膠着していないのを月日は本当に本議会でも憂慮とする声も多かった。これは、やはりそうした市民の声が背景にあったからこそ、本議会でもこの2年に及ぶ間というのは議論の中心に据わってきたと言っても過言ではないと思います。本議員も、多くの議員の皆さんが、本議会において再三にわたって協議の正常化による有終の美に向けた運動展開を求めてきたつもりでございます。

本日の質問は、文字どおり緊急質問でございますので、運動の本格的な検証や総括にかかわる議論についてはあえて本日は省かせていただきまして、現状における市長の市民へ向けたメッセージ、あるいは本日を起点とした緊急課題として取り組まなければならないテーマについてのみ絞って5点、質問をいたしたいと思います。

まず、その第1点といたしましては、ただいまも申しますように、シナリオとしては最悪のケースに相なろうといたしているというふうに認識をいたしておりますが、この先頭に立たれた市長の情勢分析に誤りがなかったのかどうか。特に去る12月7日に知事が来訪をされて、まさに最後通告的要素をもって見守っておったわけなんですけれども、これへの対応は本当に正しかったのかどうか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

2つ目には、ただいまの質問者にもございましたように、合意はあり得ないという不退転の決意でこの運動を市長が先頭になって取り組んできたわけですが、ここにおいての転身、方針の転換、これを冒頭、説明をされましたけれども、市民の心に届く説明をいまひとつ加えていただきたいというふうに思います。

3つ目に、本日、午前中に開きました全員協議会において、国交省としては三セク案はまだ選択肢として残っているとの見解を高級官僚が持たれているという見解を述べられておりますけれども、改めてこの公の場において確認をさせていただきたいと思います。

4つ目に、県を初め沿線を含めた県内外の行政機関との関係は必ずしも良好な関係を持って今日に至っているとは考えられないわけですが、今後の市政の進展、市民福祉の向上という観点から、この関係改善は最大の課題だろうというふうに今後の課題として考えます。そういった点での市長の意思表示を求めておきたいと思います。

終わりに、この場に至っては12月7日時点まで担保をされてきました振興策を含む佐賀県の提案の確保を一つのテーマとして最大限の努力をしていただきたいというふうに考えているわけですが、この5番目の件は本議員並びに多くの議員の意見を反映する形で質問をいたしておりますので、その点についての市長の見解を求めてみたいと思います。

以上、今回の質問は緊急質問という形で議会運営委員会の中でも質問を1回にとどめるといふ申し合わせが行われましたので、再質問はいたしませんので、答弁は明快に端的にお願

いをしたいと思います。

以上です。

議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

市長（桑原允彦君）

今、こういう事態に立ち至って、情勢分析に誤りはなかったかということですが、結果的に言えばやっぱりそうだと思います。これはもう責任は全責任、私にあります。

ただ、少し言わせていただきますと、12月7日が山場だったんじゃないかということですが、これは、この段階ではまだルールが変更される可能性が極めて高いと、12月14日の検討委員会で変更される可能性が高いという前提のもとでの同意を求められたんですね。これは結局、結果的にはルールは変更されませんでした。今回の三者合意案などというものは全くその段階ではありません。この12月7日時点でそういうことでしたし、また、12月14日の政府・与党検討委員会、整備新幹線検討委員会が第1回目が開催されましたが、そこでもルールは変更されませんでしたですね。これが一連の流れです。その後ですよ、この三者案なるものを今夜からでも検討するというふうなことを公表されました。その後、結局、この三者案が私たちの頭越しに通過して行って国のほうに提出をされた。こういうこと、これは大きな動きとしてまず私は申し上げておきたいと思います。

それで、全協のときも申し上げました、この頭越しに三者案をされたということ自体が問題があると。したがって、これを三者案を作成する段階では私たちをその中に入れろとか何とか、これは無理ですよ。三者で案をつくられるわけですから。しかし、その途中もしくは最後のあたりになって、これで三者案がまとまりそうだと。したがって、これを提出するから、このままいけばね、これが通ってしまうかもわからんよと、それとも例えば同意をしますかと、同意をしなかったらこれになりますよと、こういう確認といいますかね、そういうチャンス、これがなかったんです。

だから、具体的に言えば、こういうチャンスがなかったことに対する、チャンス、こういう機会を何も設けなくてやられたということに対して私の見通しが甘かった。私は、この三者案を今から検討されて、そして当然、我々に示した上で政府に持っていかれるというふうに思いましたから、そこに我々の何らかの判断が、あるいは意見具申があったはずだと、こういうふうに思っております。

ただ、これは逃げるつもりは毛頭ありません。ポイントはそういうことだということをお知らせして、これは全責任、私にあります。

それから、合意というか同意ですね、経営分離に対する同意でしょう。これはあり得ないと、不転の決意と。これはもう今もいささかも変わっておりませんし、今後も貫きたいというふうに思っております。（「市民への、その方針転換したでしょう、きのう時点で」と

呼ぶ者あり)いや、方針転換、全くしておりません。(「じゃあ、実利をとるという話も方向転換じゃないんですか」と呼ぶ者あり)いや、そうじゃないですよ。(「とらないんですか」と呼ぶ者あり)いや、結局、その方針を変えずに実利は実利でとるように、それが知恵じゃないですか。(「そういう見解ですね」と呼ぶ者あり)いや……

議長(橋爪 敏君)

発言はちょっとやめてください。

市長(桑原允彦君)続

そうですよ、私はまだ議論がまっていますから、今あえて申しませんが、典型的な例として3案をきのう申しましたが、いろいろ案はあると思いますよ。私はそう思っているということですよ。

それと、国交省としては三セク案はまだ選択肢として残っていると。

これはそう申されましたが、結局、国としてこれはどうこう言う問題ではないと。三者と市と話をされて、そのように話が成り立てば、それは受け入れる余地はありますよと、こういうことなんですね。だから、これを私たちが長崎県や佐賀県やJR九州と話していったら、そういうふうになるかどうかと。もしなったら、それを受け入れる余地ありますよと、こういうことなんですね。

それから、県初め県内外行政機関との関係修復への意思表示を求めると。

これは、最終的に、もうこれは結論がまだまだこれが若干のパーセンテージですが、着工ということになっていませんね。その時点で、そういう決定がもしなされたならば、ちゃんとそういう方向に向かわないといけないというふうに思います。

それから、この場に至っては振興策の確保に最大級に努力をと。

これはそうです、これから振興策、いろんな振興策があると思いますが、そういうものについて最大限に県にもお願いをして、これはやっていくと、こういうことは当然必要だというふうに思っております。

議長(橋爪 敏君)

以上で12番議員の質問を終わります。

次に、15番議員中村雄一郎君。

15番(中村雄一郎君)

15番中村雄一郎です。3人目になりますので、重複する質問もあろうかと思いますが、まず今回、突然の案が出てきたわけですけれども、平成20年度予算編成を前にして古川知事はあらゆる手段を駆使されて同意を迫られてまいりました。市民の8割以上が新幹線は要らない、県内でも60%以上が要らないという、この新幹線問題も最終的には政治的に決着をしようとしております。

桑原市長は、平成2年に市長に就任以来、平成3年からこの問題に取り組んでこられまし

た。桑原市政のまさに新幹線長崎ルート問題は最大の政治課題でありました。その思いはとも一言では語り切れないものがあると思います。新幹線の必要性については県民の声に耳を傾け、県民理解が得られた上で着工することが、古川知事が標榜される県民協働の理念ではないかということで期待もしておりましたが、新幹線建設が西九州一体の浮揚につながるという強い信念を貫かれた感がいたします。

結果として、佐賀、長崎両県とＪＲ九州の三者基本合意案が政府・与党検討委員会で新幹線スキームに合致するかどうかの検討が進められているようですが、大方の見方では長崎本線は経営分離に当たらない、同意の必要なしという結論になるようです。

そのようなことで6点ほど通告をいたしておりますけれども、多少ダブる面もございますが、まず12月2日、7日の知事との協議、そして14日の政府・与党検討委員会、三者基本合意に至る経緯、その経緯に関しては先ほど説明をしていただいておりますけれども、市長のそれに対する思い、昨日の記者会見では想像もしなかった形で決着を、三者基本合意が出てきたというような見解を示しておりましたけれども、あわせて思いがあればお願いをいたしたいと思います。

その三者合意の中で12月14日、政府・与党検討委員会においては着工見直しはない、基本ルールは変えないということで決定をいたしましたので、私どもも新幹線問題が一時凍結になるのではという期待感もありました。また、その中で今後、関係者で調整をということになったわけですが、関係者とは佐賀、長崎両県とＪＲ九州だけではなく、沿線自治体もという思いがあったのではないかと思います。先ほど頭越しの話がされたというような話があっておりますけれども、このことに関しても思いがあれば、お願いをいたします。

次に、三者基本合意の合意案の問題点についてでございますけれども、このことも先ほどから何回となく指摘をされておりますが、以前の三セク案と全く変わってないということで、ただ肥前山口 - 肥前鹿島間のＪＲ運行が諫早まで伸びただけだという解釈をされているようでございます。しかし、この案が現在の政府・与党検討委員会の中では通りそうだというようなことでございますが、市長は14日の検討委員会で着工の見直し、基本ルールを変えないということに関しては、かなり自信を持って考えを披瀝されておりました。今回の合意案に対しては、マスコミ報道にあるように沿線同意はもう不要というような形で判断をどのような形でされたのかどうか、最終的にはそのような算段を今されているようでございますけれども、その件に関してもう一回確認をしたいと思います。

それから、昨日の副知事との夕方6時からの会談の後、市民の意見を集約するために1週間程度の時間が欲しい、当初10日と言われたそうですが、1週間程度の時間が欲しいということと言われておりますが、その後9時前に、きょうまでに結論を出してほしいという、その電話での内容ですが、私どもが昨日の記者会見、あるいはきょうのマスコミ等を見た範囲では、市長が三者合意案を了承するという考え方、もしくは政府・与党検討委員会

で協議決定する前に同意をすることであれば経営分離の同意に当たるという、その部分を市民に尋ねたいということ yesterday の記者会見で申しておられますけれども、先ほどのちょっとやりとりの中ではその辺があいまいな部分もありましたが、このことをきょう報告を知事にされるといふことなのか、それとも知事は記者会見の中で、もう振興策はないというふうに言われておりますが、三者合意案に関してのみ回答を持ってきてくださいということだったのか、その確認を1点させていただきたいと思います。

それから、私は今回の三者基本合意案において沿線自治体の同意は必要ないという見解を示されておりますけれども、新幹線の基本スキームの中で上下分離方式が先ほど市長も若干触れられましたけれども、法的な解釈で間違いはないのかどうか。私は、上下分離方式であれば、これはあくまでJRがすべてを運行するわけでございませぬので、やはり並行在来線の沿線自治体の同意は必要ではないかという、そのようなことを考えておりました。ここに関しても市長の考え方をお願いしたいと思っております。そのようなことが並行在来線そのものの定義にも少しは抵触をしてくるんじゃないかと思っております。

それから、市長としての決断をこれから議会、あるいは市民団体等、話をされて最終的な決断をされるわけですが、このことは先ほども指摘がありましたように、市民の皆さんにはこの長い間、同意をしないということで臨まれてこられたわけですので、市民への説明というものは今、この議会の場、あるいはそのほかの場でも十分にやっぱり説明をする必要があるかと思っております。まだ交渉の過程ですので、限られていると思っておりますけれども、市民への説明をできる限り、できる範囲でこの場でも改めてお願いをしたいと思っております。

それから、先ほど谷口議員から県との関係修復の問題が指摘をされましたが、これは着工となればその辺の方向に向かうということでございませぬけれども、いずれにいたしましても県と市の関係、今後良好な関係を保つことが必要であろうと思っておりますので、それに関してやはり最大限の努力はしていただきたいと思います。

最後に、今後の鹿島市のまちづくりに関してございませぬけれども、長崎本線が従来そのまま残るといふ形でのまちづくりを私たちは目指してまいりましたが、もしこのような形で三者の案になった場合には、その部分も少し第4次総合計画の見直しもしなければいけないような状況になるのではないかと思います。まだそういう段階になっておりませぬけれども、今現段階で思いがあればお願いをいたします。

以上です。

議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

市長（桑原允彦君）

ちょっと質問が多過ぎて、もう書き取るのに精いっぱい、よく考えがまとまらない点がありますが、まず12月2日、7日の知事との協議ですね、そして12月8日の検討委員会、こ

れは先ほども申しましたように、この一連の協議、動きというのは、この12月14日の検討委員会でルールそのものを変えられると、だから今のうちに同意をしたほうがいいじゃないかと、同意をしてくれと、こういう動きなんですね。

したがって、これは私は結果がよかったからあんまり不当を言うたらいかんですけど、私なりに情勢を分析してルールは変えられないだろうと。これは、9月の議会かである申しましたですね、いろんなこういう理由でと大きく分けて4つぐらいに分けて説明をしましたが、結局そういうことだったなという思いです。

それから、今回の三者案、これについて申しますと、まず12月14日の検討委員会初会合の後、国土交通省の幹線鉄道課長、この課長さんが国土交通省のレクをしておられます。そのときに合意文書の関係者とはどこを指すんですかと。それから、調整の促進の具体的な意味はと、調整の促進をするというふうな検討委員会の結果の文言になっていましたので。そのことについて、地元の反対をしている1市1町の説得を含め、さまざまな案について調整を進めてほしいと、つまり県に対してですね。そういうことを言っておられるんです。つまり12月14日の検討委員会の終わった後、まだ同意をとるために説得をなさいと、こういうことを国土交通省は言っておられるんですよ。いや、そうですよ。

それから、鉄道局としては新幹線が地域の対立の原因になるのは非常に残念と。一方が完全に割腹するような解決策ではなく、関係者がみんな納得する形でおさめていきたいと。今度の三者合意案に我々、ちょっと納得をしていませんけどね。それから、関係者は具体的に佐賀、長崎両県とJR九州、そして広い意味で反対している1市1町も含めて考えていいと。関係者の中に入っているんですよ、国土交通省の考えの中では。しかし、先ほど言いましたように、何も我々がそこに意見なり意思を差し挟む余地は全くなかったと。あるいはまた、これはその12月14日の検討委員会の結果を受けて、明るく15日の朝刊です。鹿島市などとの協議についてどうするつもりですかと知事さんが問われて、終わったとっていないと、こう言っておられるんです。

だから、私はこの段階でも当然我々とまだまだ協議が続いていると、あるいは協議があるはずだという認識を持ったんです。国交省の担当課長が県に対してそういうことを言われた、あるいは知事自身も協議を今後もしていきたいと。しかし、三者の合意案の中に我々は何の意思も示すことができなかつた。しかも、知事さんはもうこれで合意案が、結論が出たから、今からいろいろ言うても同じことと、こういうことなんですよ。こういう市長の思いということで、こういうことですよということで思いに対する答えになるかどうか。非常に私としてはもう何というですか、残念ですよ。

それから、副知事の会談であすまでに結論をとということですがと。

結局、選択肢として、さっきの谷口議員にもお答えをしましたが、合意をして振興策をとれというのはずっとあったわけですよ、意見として。これは、やっぱり今から結論を出すた

めにこの選択肢も入れておかないといけませんよ。それから、このまま同意をしないということですね。それから、この三者の合意案をそのまま納得するという形で終わるのが、あるいはほかに何かあるのかね。選択肢の一つとして申し上げたわけで、しかし、その同意をして振興策を得るという方策については、結局、知事さんはこれはもう合意になったから受け付けんと言っておられるけど、本当に余地がないのかというふうに思いましたから、国土交通省に私は直接尋ねたと。そしたら、地元でそういうふうにするということを、結論を出されればそれは受け入れる余地がありますよと言われたと。

だから、可能性としてまず設定をして、そして議会の議論をされる場合に、こういう状況にこの件につきましてはありますよと、こういう道筋についてありますよということを私は皆さんに説明をしたと、こういうことであります。

それから、上下分離方式とか今のような費用負担について法的な解釈、市長の考えと。

私は、法律の専門家でもありませんが、常識論として上下と分ける、そして下の部分をJR九州じゃなくて地元の市町、県なりが受け持つということ、これはやっぱり経営分離じゃなかかなと、個人的には思いはまだまだあります。

それから、市長の決断と市民への説明をと。

これは、今から全員協議会なりで議員の皆さん方で議論をされますから、その集約したものを議長からお聞きして、そしてその後に決断というか結論を出したいというふうに思います。市民の皆さんへはその後という、きょうと、すぐというわけにはいきませんので、その後、いずれにしろ市民の皆さんにはその結論を出した理由等についてもお知らせをしなければいけないということになります。

それから、県との今後の関係。

これはもう先ほど申し上げましたとおり、やはり私たちは降りかかる火の粉を必死で払わにゃいかんわけですね。ですからそういう中で、ややばたぐるいよった手足が若干人の気持ちにさわった点もあると思いますので、これはやっぱり謙虚に反省をするところはしなければいけないというふうに思っております。

それから、今後のまちづくり。

これはもう確かにそうなんですよね。これが、最終的にまだまだ可能性として我々の思いどおりのこのまま存続ということが、できるだけ最後まで望みは捨てたくないということではありますが、もし今の大方の見方どおりになった場合は、これはもうまちづくりの根本から違ってきますね。だから、私たちは経営分離に同意をできないと、それは大きな理由の一つだったんですね。

つまり、どういうことかといいますと、昭和の初期にあそこにいわゆる鹿島の人にはわかりませんが、中牟田に現在地に肥前鹿島駅ができた。そのころまではじゅっ田んぼばかりやったと、何もなかったと。これは古老からもお聞きしますし、当時の略地図なんかを見ま

しても、全くもう何もないんですね、周囲に。しかし、あそこに肥前鹿島駅ができた後、今の鹿島市の中心市街地が形成をされていったと。こういう経過をたどっておりますので、したがって私たちはあそこを起点とした中心市街地を一番の鹿島市の玄関として位置づけをして、いろんな投資もしてまいりました。そういうものが非常に転換を余儀なくされるんじゃないかというふうに思っておりますので、これはそういうふうにならないようなことを願いつつ、もしそうなったら当然、このあたりは検討をし直すことになるかというふうに思っています。

議長（橋爪 敏君）

以上で15番議員の質問を終わります。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。森田事務局長。

議会事務局長（森田利明君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案7件の追加提出がありました。議案番号、議案名はお手元に配付いたしております議案書その2の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から平成19年度10月分の出納検査結果に関する報告がありました。その写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

議長（橋爪 敏君）

それでは、日程第2．議案の追加上程であります。

議案第95号から議案第101号の7議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

市長（桑原允彦君）

本日追加提案いたします議案は、条例制定1件、条例改正1件、補正予算5件でございます。

それでは、提案理由の要旨を御説明いたします。

まず、議案第95号 鹿島市後期高齢者医療に関する条例の制定について申し上げます。

平成20年4月から実施されます後期高齢者医療制度の運営は、各都道府県単位ですべての市町村が加入する広域連合で行うこととなります。その事務の一部である窓口申請事務と保険料の徴収事務等が市町村の事務となることに伴いまして、必要な事項を条例で定めるものでございます。

次に、議案第96号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の改正は、本年度の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ、本市職員の給与の改定をお願いするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、若年層の給料額、子や父母等に係る扶養手当の額及び勤勉手当の支給月数を引き上げるものでございます。

次に、議案第97号 平成19年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）、議案第98号 平成19年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第99号 平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、議案第100号 平成19年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第3号）及び議案第101号 平成19年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について一括して申し上げます。

これら5議案とも、本日提案しております職員の給与条例の改正等に伴う予算措置でございます。

このうち一般会計につきましては、給与改正及び職員の異動等に伴う増減調整により、歳出で給与費及び給与費に係る特別会計への繰出金を合わせて11,997千円増額し、予備費で同額を減額いたしております。

また、公共下水道事業特別会計では11,474千円、国民健康保険特別会計では2,882千円、老人保健特別会計では31千円の給与費をそれぞれ減額し、歳入で公共下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計とともに一般会計繰入金で調整をいたしております。

また、給与管理特別会計では給与振りかえ収入及び給与管理費をそれぞれ11,997千円増額し、予算の総額を1,950,073千円といたすものでございます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、詳細につきましては御審議の際、担当部長または課長が説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（橋爪 敏君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

明19日は午前10時から会議を開き、委員長報告、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時21分 散会